

広島市規則第 70 号

令和 8 年 9 月 28 日

広島市事務組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市事務組織規則の一部を改正する規則

広島市事務組織規則（昭和 55 年広島市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 3 項ただし書を削り、同項福祉課の分掌事務第 37 号中「可部南認定こども園」を「市立認定こども園（阿戸認定こども園を除く。）」に改める。

第 25 条第 1 項中第 19 号を第 20 号とし、第 18 号の次に次の 1 号を加える。

(19) 一時保護委託者の登録等に関すること。

第 26 条第 2 項福祉課の分掌事務第 9 号中「可部南認定こども園」を「市立認定こども園（阿戸認定こども園を除く。）」に改める。

附 則

第 23 条第 3 項及び第 26 条第 2 項福祉課の分掌事務第 9 号の改正規定は公布の日から、第 25 条第 1 項の改正規定は令和 8 年 10 月 1 日から施行する。